

豊中市無電柱化推進計画

令和4年（2022年）3月



目 次

1	はじめに.....	1
2	無電柱化の目的と効果.....	2
2.1	都市防災機能の向上.....	2
2.2	歩行空間の安全・快適性の向上.....	2
2.3	都市景観の向上.....	2
3	無電柱化の現状と課題.....	3
3.1	豊中市道における無電柱化の現状.....	3
3.2	無電柱化の課題.....	3
4	無電柱化の推進計画.....	4
4.1	優先的に無電柱化を推進する箇所の選定基準.....	4
4.2	計画の期間.....	5
4.3	計画の目標.....	5
5	無電柱化の整備手法.....	7
5.1	地中化による無電柱化.....	7
5.2	地中化によらない無電柱化.....	8
5.3	道路の占用の制限.....	9
6	無電柱化を推進するための取組み.....	10
6.1	低コスト手法の導入検討.....	10
6.2	市街地開発事業等における無電柱化の検討.....	10
6.3	関係者間の連携の強化.....	10
6.4	広報・啓発活動.....	11
7	計画の進捗管理.....	11
	参考 用語解説.....	12

1. はじめに

道路上の電柱や電線は、良好な景観を損なうだけではなく、歩行者やベビーカー、車椅子使用者の通行の妨げとなっています。また、地震などの災害時には、電柱の倒壊や電線の切断などにより、避難や救助活動、物資輸送などに支障をきたす恐れがあります。

近年、本市にも大きな被害をもたらした平成 30 年（2018 年）の台風第 21 号をはじめ、災害の激甚化、頻発化に伴う災害リスクの増加や、超高齢化が進み更なるバリアフリー化が求められることから無電柱化の必要性はますます高まってきている状況です。

このような中で、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成 28 年（2016 年）12 月に成立、施行されました。無電柱化法第 8 条においては、国が策定する無電柱化推進計画及び都道府県が策定する無電柱化推進計画（都道府県無電柱化推進計画）を基本として、市町村における無電柱化の推進に関する施策についての計画（市町村無電柱化推進計画）の策定を市町村の努力義務として規定しています。

本計画は、上記の主旨に則り、今後の本市管理道路における無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものです。

また、本市は SDG s（持続可能な開発目標）の理念に沿った基本的・総合的取組みを推進しようとする都市・地域の中から、特に経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として、令和 2 年（2020 年）7 月に国から「SDG s 未来都市」に選定されました。本計画においては、17 の国際目標の内、「3.すべての人に健康と福祉を」「9.産業と技術革新の基盤をつくろう」「11.住み続けられるまちづくりを」「13.気候変動に具体的な対策を」「17.パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に向けた取組みを進めます。



2. 無電柱化の目的と効果

2. 1 都市防災機能の向上

台風や地震等の自然災害時に電柱の倒壊や電線の切断等がなくなることで、避難や緊急車両の通行、救急活動、物資支援などの阻害を防ぎ都市防災機能の確保を図ります。



写真 2-1 災害時の電柱倒壊の事例（出典：国土交通省 HP）

2. 2 歩行空間の安全・快適性の向上

歩行空間が広がることで、歩行者だけでなくベビーカー、車椅子使用者の方々にとっても安全で快適な通行空間の確保を図ります。



写真 2-2 歩行空間の支障となる電柱の事例（出典：国土交通省 HP）

2. 3 都市景観の向上

立ち並ぶ電柱と輻輳する電線を無くすことで、良好な都市景観を保全・形成し、地域の魅力向上を図ります。



写真 2-3 景観を損なう電柱・電線の事例（出典：国土交通省 HP）

3. 無電柱化の現状と課題

3. 1 豊中市道における無電柱化の現状

本市においては、昭和 36 年（1961 年）から昭和 43 年（1968 年）にかけて整備された千里ニュータウンの開発にあわせて地区内の市道約 15km の無電柱化が実施されています。また、近年では駅周辺の主要道路や区画整理事業等を中心に無電柱化に取り組んでおり、整備延長約 4km の無電柱化を実施しています。

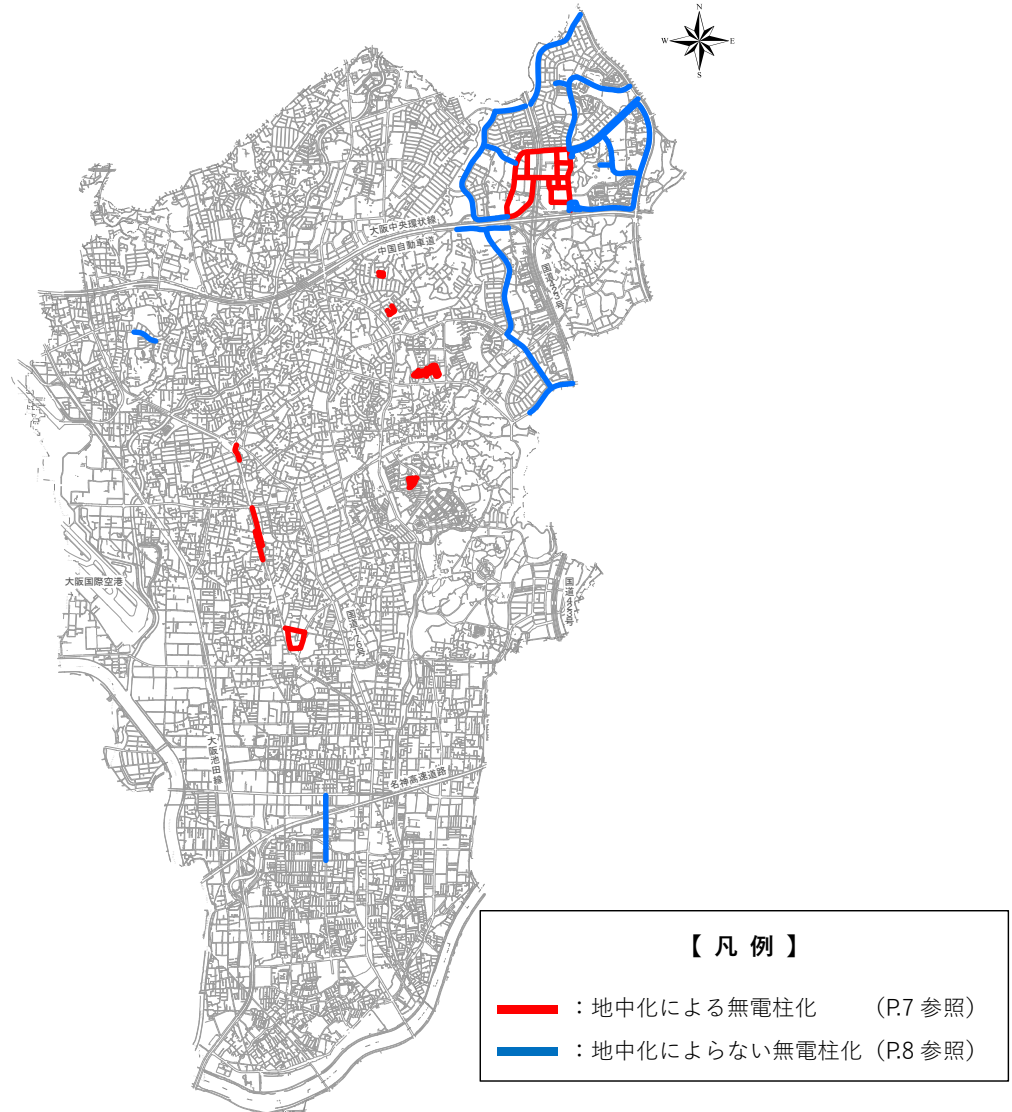


図 3-1 豊中市道の無電柱化整備状況図（令和 3 年 12 月時点）

3. 2 無電柱化の課題

地中化による無電柱化とした場合の整備コストが高いことが挙げられます。また、電線管理者との協議調整・合意形成（部会、法指定、整備計画等）、地域住民等との合意形成（地上機器設置場所等の確保）に時間を要する等が課題です。

4. 無電柱化の推進計画

4. 1 優先的に無電柱化を推進する箇所の選定基準

無電柱化を効率的に推進するため、優先的に取り組む箇所の選定基準は以下のとおりです。

○ 都市防災機能の向上

災害時の救急活動、物資輸送を円滑に行うため、豊中市地域防災計画〈令和4年（2022年）3月改訂〉における緊急交通路（広域緊急交通路、地域緊急交通路）及びこれら路線の代替・補完路となる道路を対象とします。また、密集市街地においても、地震や火災が起これば大きな被害が予想されることから、地区内の幹線道路を対象とします。

○ 歩行空間の安全・快適性の向上

高齢者や障害のある人などを含む不特定多数の人たちが利用する施設周辺の道路においては、安全かつ円滑な通行を確保することが重要であるため、豊中市バリアフリーマスタープラン〈令和4年（2022年度）3月策定〉に基づく移動等円滑化促進地区内を対象とします。また、歩道が無く路肩が狭小で交通量の多い道路などで歩行者の安全を確保するため、地域住民や関係事業者の理解と協力が得られた区間においては無電柱化の検討を行います。

○ 都市景観の向上

良好な景観形成や地域の魅力向上などの取り組みが進められている地区の代表的な道路において、無電柱化の検討を行います。

○ 新設道路の無電柱化

新設道路においては、道路整備と無電柱化事業を一体的に整備することで、地域の防災や交通安全、良好な景観形成に効果が期待できます。また、現道で実施する無電柱化事業よりも費用を抑えることができるため、市街地における新設道路（都市計画道路）では無電柱化を行います。

4. 2 計画の期間

本無電柱化推進計画の期間は、令和4年度（2022年度）を初年度とし、国の無電柱化推進計画（第8期）にあわせ令和7年度（2025年度）までとします。なお、期間中に国や大阪府の無電柱化推進計画が見直され、新たに目標等が定められた場合は、本計画についても整合を図るために見直しを行います。

4. 3 計画の目標

計画期間内に現在事業中の路線を含めて4路線、延長約1.6kmの整備完了を目標とします。なお、目標年次は、社会情勢に応じて適宜再検討するものとします。

表 4-1 無電柱化推進路線（市道）

番号	路線名	整備延長 (m)	進捗状況	目標年次	選定基準	備考
①	曾根島江線 (北部大阪都市計画道路3・6・203-52号)	230 (115×2)	事業中	令和6年度 (2024年度)	都市防災機能の向上	都市計画道路三国塚口線は大阪府が整備中
②	服部利倉線(駅前広場) (北部大阪都市計画道路3・4・203-16号)	140	事業中	令和6年度 (2024年度)	都市防災機能の向上 歩行空間の安全・快適性の向上	府道豊中吹田線は大阪府が整備予定
③	新千里東町歩第8号線 (愛称:千里小道 こぼれび通り)	340	計画中	令和5年度 (2023年度)	歩行空間の安全・快適性の向上 都市景観の向上	独立行政法人都市再生機構が実施する団地建替え事業にあわせて整備予定
④	神崎刀根山線	940 (470×2)	計画中	令和6年度 (2024年度)	都市防災機能の向上	国道176号は大阪府が整備予定
	合計	1,650				

「①曾根島江線」は、広域緊急交通路である主要地方道大阪池田線と国道176号を結ぶ都市計画道路三国塚口線と交差する区間において、都市防災機能の向上を図るために府道の無電柱化と併せた一体的な無電柱化整備を実施します。

「②服部利倉線」は、服部天神駅前広場整備による歩行空間の安全・快適性の向上及び都市防災機能の向上を図るため駅前広場と広域緊急交通路である国道176号を結ぶ府道豊中吹田線の無電柱化と併せた一体的な無電柱化整備を実施します。

「③新千里東町歩第8号線」は、独立行政法人都市再生機構の団地建替事業と併せて、都市景観の向上及び歩行空間の安全・快適性の向上を図るために無電柱化整備を実施します。

「④神崎刀根山線」は地域緊急交通路に指定されており、広域緊急交通路である国道176号と交差する区間において、都市防災機能の向上を図るために国道の無電柱化と併せた一体的な無電柱化整備を実施します。

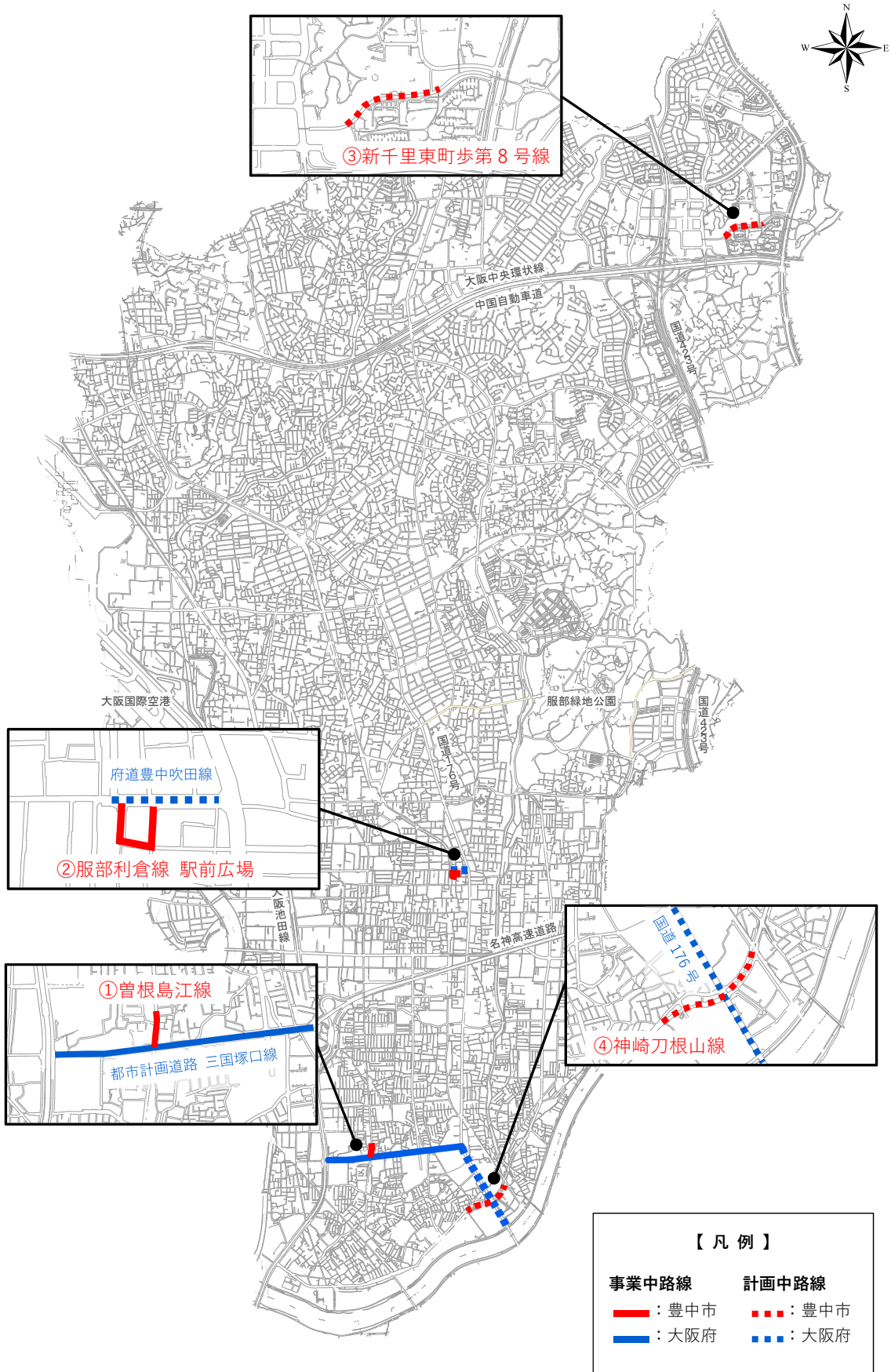


図 4-1 無電柱化推進路線

5. 無電柱化の整備手法

無電柱化の整備手法としては、「地中化による無電柱化」と「地中化によらない無電柱化」に大別されます。また、新設電柱を抑制する手法として、道路の占用の制限等があります。整備にあっては、各電線管理者や地元住民等との協議により、以下に示す様々な手法を活用しながら無電柱化を推進します。

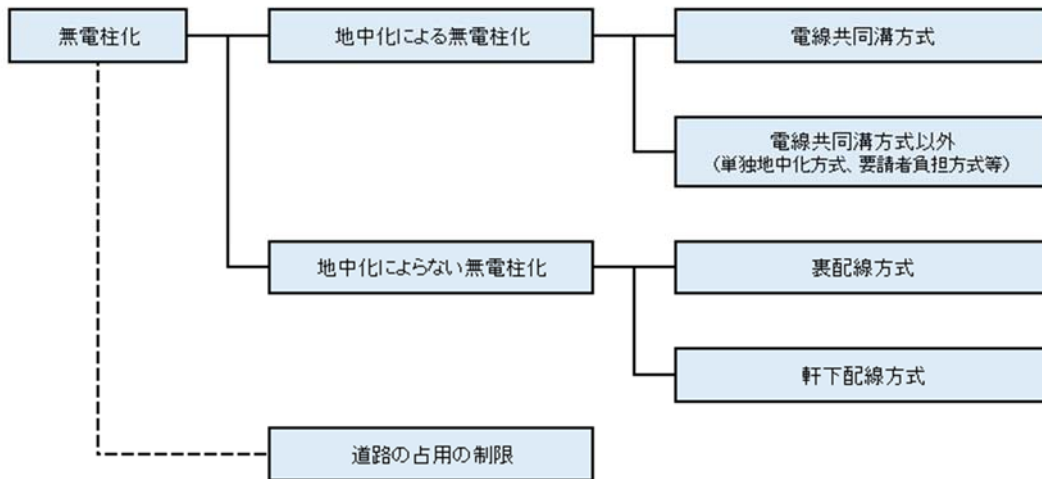


図 5-1 無電柱化の整備手法

5. 1 地中化による無電柱化

① 電線共同溝方式

道路の地下空間を活用して、電力線、通信線をまとめて収容する標準的な無電柱化の方式です。電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく整備方式で、道路管理者が電線共同溝等の管路設備を整備し、電線管理者が電線や地上機器を整備する方式です。

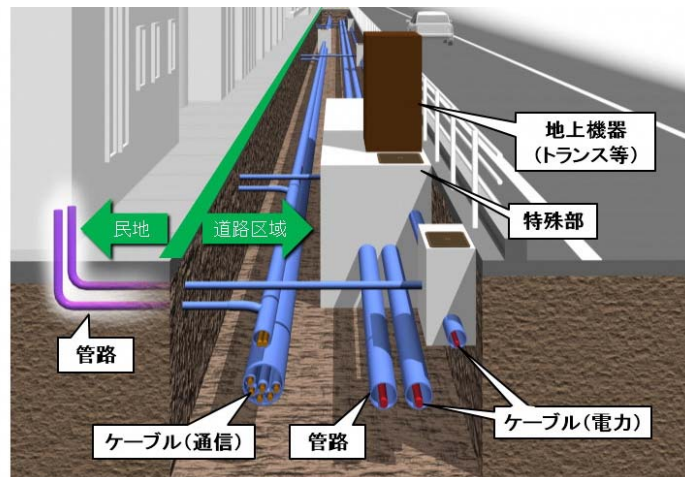


図 5-2 電線共同溝のイメージ (出典：国土交通省 HP)

② 単独地中化方式

電線管理者が自らの費用で管路設備を整備し、道路占用物として管理する方式です。

③ 要請者負担方式

要請者（開発事業者や地域住民等）が全額費用を負担して地中化を行う方式です。

5. 2 地中化によらない無電柱化

① 裏配線方式

無電柱化したい主要な道路の裏通りに電線類を配置し、主要な道路の沿道への引込を裏通りから行い、主要な道路を無電柱化する方式です。

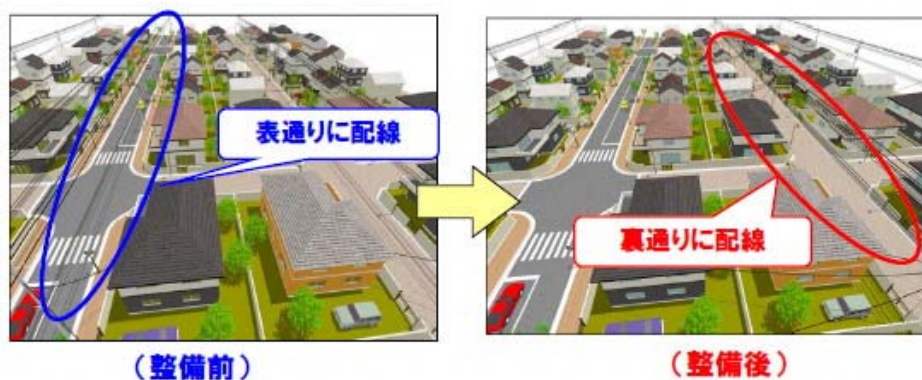


図 5-3 裏配線方式のイメージ（出典：国土交通省 HP）

② 軒下配線方式

無電柱化したい道路の脇道に電柱を配置し、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒下または軒先に配置する方式です。

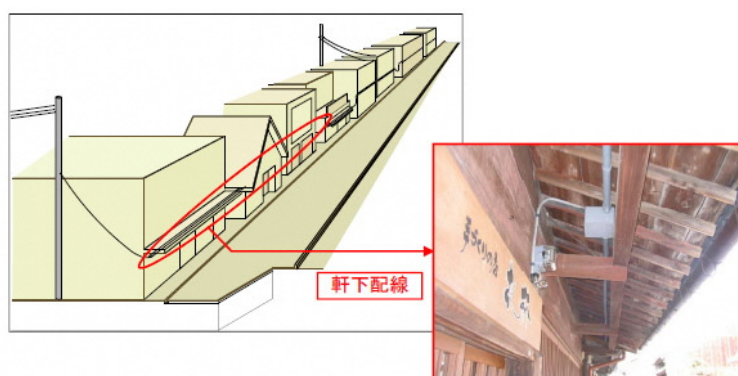


図 5-4 軒下配線方式のイメージ（出典：国土交通省 HP）

5. 3 道路の占用の制限

道路法の改正により防災の観点から無電柱化が特に必要であると認められる道路については、道路法第 36 条による義務占有規定にかかわらず、道路管理者が区域を指定して道路の占有を禁止または制限することができるようになりました。(道路法第 37 条)。

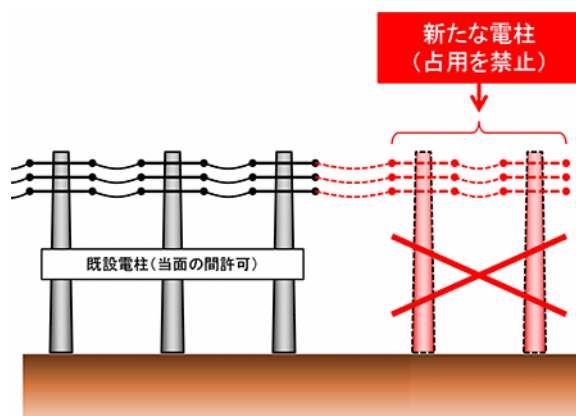


図 5-5 占有制限のイメージ (出典：国土交通省 HP)

6. 無電柱化を推進するための取組み

6. 1 低コスト手法の導入検討

限られた予算や埋設空間の確保等の課題に対応するため、国土交通省作成の「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き」（平成 29 年 3 月）で示された管路埋設の低コスト手法（浅層埋設・小型ボックス活用埋設・直接埋設・角型多条電線管（FEP 管））について、活用の可能性を検討します。

管路の浅層埋設	小型ボックス活用埋設	直接埋設	角型多条電線管(FEP管)
			
現行よりも浅い位置に埋設	小型化したボックス内にケーブルを埋設	ケーブルを地中に直接埋設	FEP管を地中に埋設

図 6-1 低コスト手法の種類（出典：国道交通省 HP）

また、電線管理者が所有する既存の管路やマンホール等（既存ストック）の活用が可能な場合においては、電線管理者と協議し活用することで整備費用の縮減を図ります。

6. 2 市街地開発事業等における無電柱化の検討

市街地再開発事業、土地区画整理事業、その他これらに類する事業（開発許可を受けて行う開発行為による道路整備等）等による地区内の道路整備については、地域状況を総合的に勘案し無電柱化を検討します。

6. 3 関係者間の連携の強化

① 推進体制

道路管理者、交通管理者及び電線管理者等からなる大阪府無電柱化地方部会（市町村部会）の活用により、無電柱化の対象路線や無電柱化手法、事業実施時期等について協議、合意形成を図り、円滑な事業実施に努めます。また、無電柱化実施箇所における課題解消に向け、必要に応じて沿道住民等と協議し、整備手法や地上機器の設置場所等について円滑に合意形成を図ります。

② 情報の共有

国及び大阪府と連携し低コスト手法や施工事例、最新技術等をはじめとする無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、豊中市の取り組みについて国や大阪府、他の地方公共団体との情報共有を図ります。

③ 工事・設備の連携

無電柱化推進路線において、道路事業等やガスや水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、工程や埋設位置等の調整を行います。

④ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を管理者の同意を得て進めます。

⑤ 抜柱の推進

電線共同溝等を整備し電線類を入線後は、地上にある電線及び電柱を速やかに撤去して無電柱化の推進を図ります。

6. 4 広報・啓発活動

無電柱化を推進するためには、市民等の理解や協力が不可欠であることから、無電柱化に関する市民の理解と関心を深めていただくために、「無電柱化の日（11月10日）」等の様々な機会を活用した広報・啓発活動を実施します。

7. 計画の進捗管理

本計画においては、計画期間中事業の実施や取組み状況を定期的に把握し評価することで適切な進捗管理を行います。また、社会情勢の変化や事業の実施状況、国及び大阪府の無電柱化推進計画との整合性などから、必要に応じて計画の見直しを適宜行います。

(参考) 用語解説

用 語	説 明
無電柱化	道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱を無くすこと。
無電柱化法	無電柱化の推進に関する法律。 (平成二十八年十二月十六日法律第百十二号)
広域緊急交通路	災害時に応急活動（救助・救急、医療、消火、緊急物資の供給）を迅速かつ的確に実施するために使用する道路で大阪府が指定する道路。
地域緊急交通路	災害が発生した際に、広域緊急交通路と災害時用臨時ヘリポート、災害医療センター、災害協力病院及び避難所などを連絡する道路で豊中市が指定する道路。
密集市街地	古い木造の建物が密集して、道路が狭く公園が少ないために、地震や火事の際に大規模な火災になる危険性が高く、避難しにくい市街地。 (大阪府HPより引用)
バリアフリー マスタープラン	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）に基づく基本構想制度における課題に対応するため、平成30年11月より施行された改正バリアフリー法において創設された移動等円滑化促進方針（マスタープラン）のことで、旅客施設を中心とした地区や、高齢者・障害のある人等が利用する施設が集まった地区において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの。
移動等円滑化促進地区	バリアフリー法及び基本方針において以下のように定められている、バリアフリー化の優先的な促進が必要な地区。 (1) 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区 (2) 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区 (3) バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区
都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。
電線管理者	道路上の電柱または電線の設置及び管理を行う事業者。 (無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用)
地上機器	無電柱化した際、地上部に設置される機器の総称。多回路開閉器や変圧器（トランス）、低圧分岐装置など。 (無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用)
大阪府無電柱化地方部会	大阪府において、道路管理者、警察、電気事業者、通信事業者、有線放送事業者等から構成される部会であり、無電柱化推進のための各種調整を行っている。 (無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用)



豊中市無電柱化推進計画

令和4年(2022年)3月

豊中市 都市基盤部 基盤整備課
〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号
TEL (06)6858-2886 / FAX (06)6854-0492
E-mail douro_keikaku@city.toyonaka.osaka.jp
ホームページ <https://www.city.toyonaka.osaka.jp/>
